



平成 29 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 ヤスハラケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 安原 複二
(コード番号 4957 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 敷田 憲治
(TEL. 0847-45-3530)

当社高木作業所敷地内の土壤汚染調査結果及び今後の対策について

当社高木作業所において環境保全活動の一環として、自主的に土壤汚染調査を実施しました。その結果、敷地内的一部に基準を超える汚染がありました。本件につきましては、今後も、関係機関の助言を得ながら、関係法令に基づいた土壤浄化対策を進めてまいります。

なお、当該土壤対策費用を特別損失として計上する予定であり、併せて業績予想の修正も行う予定としております。その詳細につきましては、決定次第開示いたします。

記

1. 所在地

広島県府中市高木町1080番地他

2. 事業所名

ヤスハラケミカル株式会社 高木作業所

3. 調査対象範囲

当該敷地の全面積 26,445.16 m²。

4. 調査期間および調査内容

指定調査機関において、平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月まで土壤汚染及び地下水汚染の調査を実施し、平成 29 年 6 月に、土壤汚染は存在するが、地下水汚染は無いとの報告を受けました。
平成 29 年 6 月から、浄化対策の為の深度調査を実施しており、現在も調査中です。

5. 調査項目

土壤汚染対策法に規定される特定有害物質 26 物質のうち、使用履歴のある 4 物質と分解生成物 2 物質を含む計 6 物質。

6. 調査結果

土壤汚染対策法に準拠する方法にて調査を実施した結果、ふつ素及びその化合物とほう素及びその化合物の2物質の土壤溶出量が基準不適合となりました。その明細は以下のとおりです。

なお、土壤含有量基準については、いずれも基準適合であり問題はありませんでした。

物質名	検出区画	最高濃度 (mg/L)	指定基準 (mg/L)
ふつ素及びその化合物	17	37.0	0.8以下
ほう素及びその化合物	1	2.8	1.0以下

7. 当該汚染物質使用の履歴

これまでの社内調査では、昭和52年から平成24年の期間にてふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物をテルペン系樹脂製造時の触媒として使用しておりました。

8. 周辺への影響

周辺への影響を確認するため観測井戸を設置し、ふつ素及びその化合物とほう素及びその化合物について地下水調査を実施しました。その結果、調査を実施した4地点全てで、地下水基準に適合しておりました。

また、今後も継続してモニタリングを実施し、地下水への影響が無いことを確認していきます。

9. 今後の対策

関係機関の助言を得つつ、基準を超える汚染土壤を除去するなど、必要な対策工事を行い、万全の浄化措置を進めてまいります。なお、対策工事に伴う作業につきましても、周辺環境に影響を及ぼさないよう、万全の対応を進めていく所存であります。

10. 事業所の沿革

- 昭和36年 安原油脂工業株式会社（現 ヤスハラケミカル株式会社）が当該地を入手し、テルペン油精製を開始
- 昭和42年 当該地に本社社屋を建設し、本社業務を移転
- 昭和45年 本社工場（現 高木作業所）にてネオワックス（低分子量ポリエチレンワックス）製造開始
- 昭和52年 本社工場（現 高木作業所）にテルペン系樹脂製造装置を新設し、テルペン系樹脂製造開始
- 平成24年 新居浜工場にテルペン系樹脂製造を移管
- 平成28年 福山工場にテルペン油精製及びネオワックス製造を移管

以上